

全住協 第328号
令和4年3月15日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応について（協力依頼）

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応について（協力依頼）(令和4年3月14日 国土交通省不動産・建設経済局不動産課)
(2) (参考1)大人への道しるべ
(3) (参考2)成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット「18歳を迎える君へ」
(4) (参考3)政府広報キャンペーンポスター「2022年4月。成年年齢は、18歳になる。」
※(2)～(4)は全住協HPに掲載
https://www.zenjkyo.jp/archives/new_info/gyosei/data/seinen-hikisage.pdf
2. 参考HP 成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」
<https://seinen.go.jp/>
3. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当 米山
TEL 03-3511-0611

以 上

令和4年3月14日

不動産関係団体 御中

国土交通省
不動産・建設経済局
不動産業課

成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から不動産業行政にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、成年年齢を引き下げること等を内容とする民法改正法が令和4年4月1日に施行されます。成年年齢の引下げ後は、18歳、19歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由として結んだ契約を取り消すことができなくなります。

成年年齢の引下げについては、18歳、19歳の若年者の消費者被害拡大の防止等の環境整備の重要性が指摘されており、それらの指摘を受けて、平成30年4月以降、法務大臣を議長、内閣官房副長官補を副議長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を継続的に開催し、その進捗管理の下、関係府省庁において、若年者に対する消費者教育の拡充を始めとする環境整備の施策が推進されてきました。また、本年1月には、岸田内閣総理大臣のもとで、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」が開催され、施行に向けてこれらの環境整備の施策をより強力で推進することが確認されたところです。

成年年齢の引下げ後に新たに成年に達した若年者は、契約の締結に当たって、その契約によって得られるものや支払う対価等を考慮した上で、その契約の締結が自身にとって有益なものなのかについて判断することが求められます。したがって、事業者においても、新たに成年に達した若年者との間で契約を締結するに当たっては、そのような若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な情報の提供等についての配慮が求められるものと考えられます。

以上を踏まえ、法務省民事局法制管理官・内閣官房副長官補付（内閣参事官）から、「成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応の要請について」依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業者に対し、成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 別添のとおり、呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用ください。通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。ご自由に御活用ください。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出にあたっては、以下の関連する動画・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供してください。

- ・ 成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」

<https://seinen.go.jp>



- ・ 動画「1分でわかる成年年齢引下げ」

<https://www.youtube.com/watch?v=qmfpH8e7KQo>



- ・ 成年年齢引下げに関するパンフレット

<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>



- ・ 成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット「18歳を迎える君へ」

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html



- ・ 「東京リベンジャーズ」とタイアップした政府広報キャンペーン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/seinen_18/index.html



- 3) 通知の発出はできる限り速やかに（遅くとも年度内には）実施していただければ幸いです。

18歳の翔平くん・亜美ちゃんを
待ち受ける数々の落とし穴…
今度は恋のライバルも出現！？
2人の恋の行方はどうなる？

社会に出る準備は
いいですか？

消費者
契約

クレジット
カード

お酒

契約

初心者向け

大人

SNS

大人への道しるべ

大人になるまでに知っておきたい12のこと

NEW
契約

中級者向け

NEW
違法
アップロード

NEW
破産

NEW
犯罪

NEW
税金・
年金

NEW
アルバイト

NEW
開設！クイズ道場



入門

マスターが出すクイズをクリアして、段位を獲得しましょう！

NEW
1分でわかる

成年年齢
引下げ

「大人への道しるべ」のエッセンスをまとめた動画も、
トップページからご覧ください！



<https://seinen.go.jp/>

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。
マンガやクイズを通じて、大人になるまでに知っておきたいことを楽しく学びましょう！

法務省民事局参事官室

大人への道しるべ

検索

18歳を 迎える君へ

契約について
学ぼう



「法教育」とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいいます。

2022年(令和4年)4月某日

私、いつか留学したいから
英会話を習うことにしたの。
明日、体験レッスンに
行くのよ!

ノリコ (17歳)

僕も
海外旅行とかに
興味あるんだ。
一緒に行って
いいかな?

ツカサ (18歳)

英会話教室

どうします?
入会しますか?

今日入会すれば
リスのぬいぐるみが
もらえますよ!

私、入会する!
入会金も
払っちゃおう!

ちょっと家から
遠いけど…
ノリコさんが
入会するなら
僕も!

2週間後

ノリコさん
今日は初レッスン
だね!

私、やっぱり
別の英会話教室に
行くことにしたの!

支払った入会金も
返してもらったわ。



ごめん、ツカサさん
言うの忘れて
ただけど…。

えー!!

ノリコさんが
行かないなら
僕も…。

やっぱり
やめます。
入会金を
返して
ください。

契約書を
よく見てね!

入会金 20,000円
月謝 10,000円
※退会した場合でも
入会金はお返し
しません。

あれっ…?
でも
ノリコさんは
どうして入会金を
返してもらえ
たんだろ?

それはノリコさんが
17歳だからだよ!

ボクは**ハウリス君**!!
これから
詳しく説明するよ!!

それは残念ね。
でも入会金は
返せないよ!

…ホントだ!!
書いてあるー!!

ぬいぐるみが
しゃべったー!?

詳しくは次ページへ

1

18歳と17歳で何が違うの？

法律が改正され、^{せいねん}「成年」となる年齢が18歳に変わりました。
 成年になると^{みせいねんしゃとりけ}未成年者取消しはできなくなります。



民法の改正

2018年(平成30年)6月に、成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする法律*が成立しました。

2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で「成年」と扱われます。 ※「民法の一部を改正する法律」

改正前
 民法第4条
 年齢20歳をもって、成年とする。

改正後
 民法第4条
 年齢18歳をもって、成年とする。



ノリコ 17歳 未成年



ツカサ 18歳 成年

同じ高校生でも18歳の僕は「成年」で、17歳のノリコさんは「未成年」なのか!!

契約における違い

未成年者が契約するときは、親などの^{ほうていだいにん}法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消し)。

成年になると、未成年者取消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。

民法第5条第1項

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

民法第5条第2項

前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

私は親に相談しなかったから、英会話教室への入会を親に取り消されちゃった!! だから、入会金が返ってきたの。

※契約を結ぶことなどを「法律行為」といいます。おこづかいや仕送りの範囲なら一人でも契約できます。



18歳は「未成年者取消し」の対象にならないのか…。消費者トラブルに巻き込まれたりしないかな…。



確かに注意は必要だけど、いいこともたくさんあるよ! 社会には人生を豊かにする契約がたくさんあって、成年になれば、それを自分の判断で決めることができるんだ!



身近な契約の例



欲しいものを買う
 = 売買契約



部屋を借りる
 = 賃貸借契約



就職をする
 = 雇用契約

成年になると、今までよりももっと自由に、そして主体的に社会に参加できるようになります。その手段のひとつが「契約」です。

自信をもって社会で活躍できるよう「契約」について一緒に勉強していきましょう!!

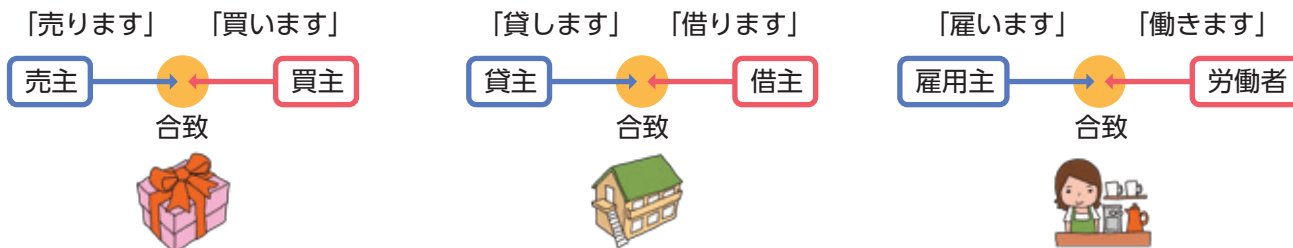
2 契約の基本について学ぼう

私たちは、毎日の生活の中で、色々な契約を結びます。
 契約自由の原則についてしっかり頭に入れましょう。



契約とは

契約は、**当事者双方の意思表示（考えを表すこと）が合致すること**によって成立するものです。



契約自由の原則

契約は**当事者の自由な意思に基づいて結ぶ**ことができます。当事者間で結ばれた契約に対しては、国家は干渉せず、その内容を尊重しなければなりません。これを**契約自由の原則**といいます。
 「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」、「どのような契約内容にするか」について、当事者は自由に決めることができます。

サッカー選手の年俵はそれぞれ違うけど、あれは選手ごとにチームとの契約の内容が違うってこと？



そのとおり!! 選手とチームが交渉して、契約を結ぶか、また結ぶとしてどんな内容にするかを決めるんだ。



私も美容室を選ぶときは、料金やサービスを見比べて選ぶけど、それも契約自由の原則と関係あるの？

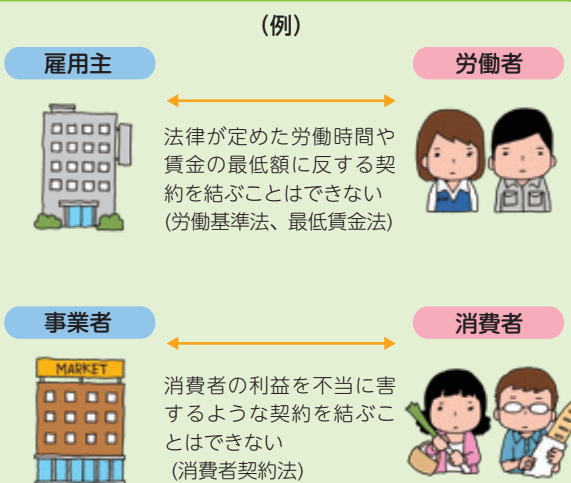


そうだよ。この原則があるから、いろいろな選択肢の中から、自分の目的や条件に合ったものを選んで契約することができるんだ。

契約自由の原則の例外

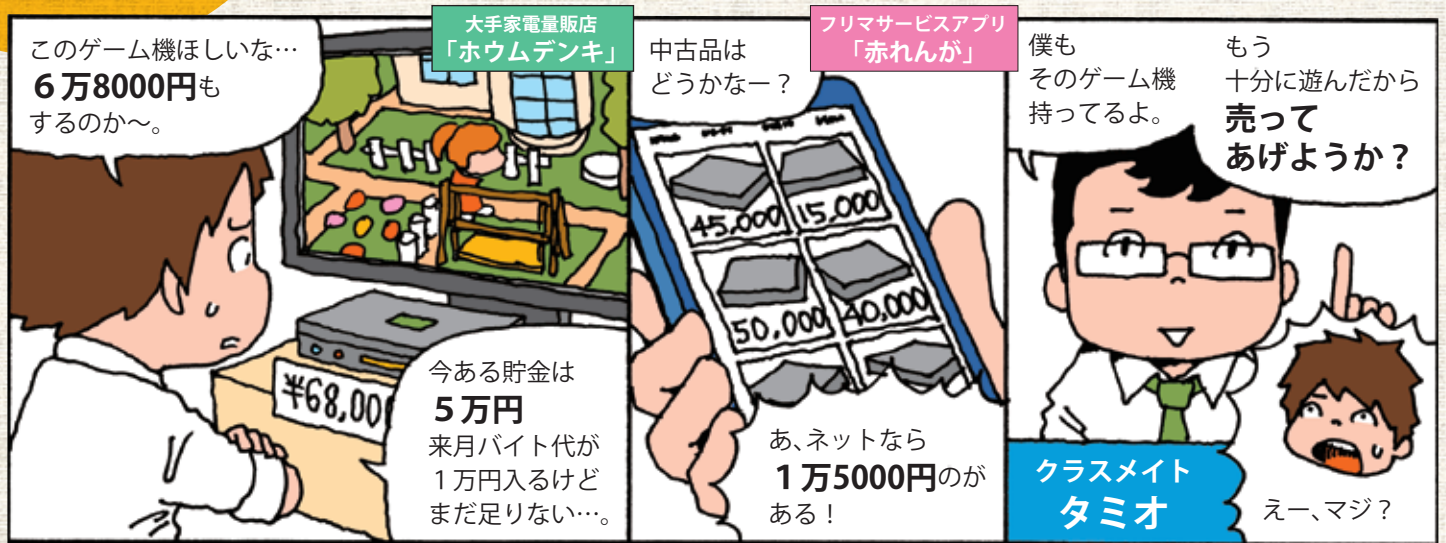
契約を結ぶ当事者の中には、「雇用主と労働者」、「事業者と消費者」など、必ずしも対等な関係とはいえないものがあります。このような関係において「契約自由の原則」を貫くと、力のある者に有利な契約ばかりが成立することになりかねません。

そのため、労働者や消費者といった立場の弱い者を保護する観点から、一定の関係においては、法律によって**契約自由の原則の例外**が設けられています。



自分で選んでみよう!

3 自分の目的や条件に合ったものを選ぼう!!



		大手家電量販店「ホームデンキ」	フリマサーブスアプリ「赤れんが」	クラスメイト「タミオ」
商品に関する情報	販売価格	6万8000円(税込) 価格の10%ポイント還元	1万5000円(税込) 送料1500円	3万5000円
	新品か 中古品か	新品	中古品 (1年間使用との説明あり)	中古品 (半年間使用との説明あり)
	コントローラーの個数	1個	1個	2個
	現物を確認できるか	確認可	確認不可 写真あり	確認可
	支払方法	現金払い、クレジットカード払い、電子マネー各種対応	クレジットカード払い コンビニ払い	現金払い

選択肢はこの3つ
あなたならどれを選ぶかな？

あなたの目的や条件を整理しよう!!

- すぐに必要か？
必要 そうでもない
- 価格はいくらまで？
_____円まで
- 新品か、中古品か？
新品 中古品
- 現物を確認したいか？
絶対したい なくてもよい
- 支払方法は？

- その他のこだわり

↓

- だから、私は _____ を選ぶ
- 決め手は _____



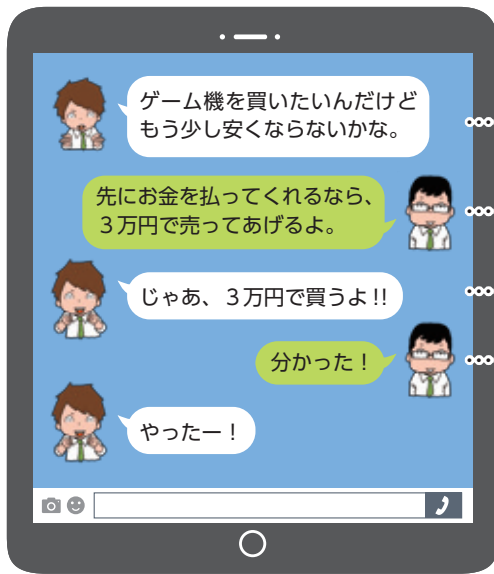
4 契約はいつ成立するんだろう？

お互いの意思表示が合致すると契約は成立します。

原則として、口頭の約束でもよいとされています。



Q ツカサさんとタミオさんの間では、いつ「意思表示の合致」があったといえるかな？



僕とタミオさんの意思表示が合致したのは値下げについて合意した②の時点じゃないかな。

②の時点では、ツカサさんは「3万円でタミオさんのゲーム機を買う」とは言っていないよ。契約が成立したのは、ツカサさんが3万円でタミオさんのゲーム機を買った③の時点じゃないかしら？



③の時点が、正解!!

- ①は契約を結ぶ前の交渉だね。
- ②でタミオさんがツカサさんに契約の申込みをし、
- ③でツカサさんがこれを承諾したことで、二人の意思表示が合致したんだね!!

Q 契約が成立したらどうなるの？

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ**権利**と**義務**が発生します。



売主

- ・代金の支払いを求める権利
- ・ゲーム機を引き渡す義務



買主

- ・ゲーム機の引渡しを求める権利
- ・代金を支払う義務

僕はタミオさんに対して、「ゲーム機の引渡しを求める権利」を手に入れるとともに、「代金を支払う義務」を負うのか!!



column

口頭でも契約が成立するのに、どうして契約書を作るの??

車や不動産の購入や継続的に通う英会話教室等の契約では、多くの場合、契約書を作成します。

契約書を作成するのは、**契約内容を明確にし、合意した内容を確認できるようにするため**です。

ひとたび契約書を作ると、その契約書は、そこに書いてあるとおりの契約をしたことを示す大きな証拠になります。

後で契約をめぐるトラブルになるのを避けるためにも、契約書に書かれている内容を確認し、契約書の記載内容に納得できるかよく考えることが大切です。

また、契約書は必ず保管しておきましょう。



5 契約の拘束力について学ぼう

契約した当事者は、契約した内容を守らなければなりません。

このように一度、契約が成立すると、こうそくりよく拘束力が生じます。



Q

ツカサさん  は タミオさん  にコントローラーをもう1個持ってくるよう求めることはできるでしょうか？



コントローラーは、2個の約束だね。

そうだけど、見当たらないんだよ…
1個でも遊ぶことはできるから、問題ないでしょ？



タミオさん!
それは違うよ!!



契約の拘束力

一度契約が成立すると、合意した内容をお互いに守る義務が発生します。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません。これらを認めてしまうと、皆が安心して契約を結ぶことができなくなるからです。これを「**契約の拘束力**」といいます。

もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。

check

クーリング・オフ制度

キャッチセールスや電話での勧誘など、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます。

詳しくは、『社会への扉』5～6ページ(消費者庁発行)を見てみよう!



消費者庁HP



やっぱりタミオさんはコントローラーをもう1個持ってこないといけないんだね!!

タミオさんは、契約の内容を守らないといけないんだよ。



column

引き渡された物に問題があったとき、何かできることはある??

- ① 売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うとき
→買主は売主に、その物の修理や補充、新しい物との交換を求めることができます。
 - ② 売主が①の修理や補充、交換の請求に応じないとき
→買主は売主に、代金の減額を求めることができます。
 - ③ 引き渡された物が完全に壊れていて修理ができないときなど
→買主は契約を解除して、売主に代金の返金を求めることができます。
- その他に、買主に損害が生じていたときは、その損害を金銭で賠償してもらえます。
- ※ 売主が物を引き渡さないときは、③と同様に買主は契約を解除して売主に代金の返金を求めることができます。

(例)



売主

①ゲーム機を修理してください
(又は、代わりのゲーム機をください)

②代金を減額してください

③契約を解除します



買主

6 トラブルが起きたら どうすればよいの？

自分でトラブルを解決できないときは、
第三者の助けを借りることができます。

自分の権利を実現する方法を知ってお
きましょう。



Q

契約の相手方が自ら義務を果たさない場合、 どのような手段で解決すればよいでしょう？



相手が請求に応じないときは、どうしたらいいのかなあ。

トラブル例

- 代金を支払ったのに商品が届かない。
- 見本と違うものが送られてきた。

話し合いで解決できないこともありそう。なんだか契約を結ぶのが不安だな。



裁判による紛争解決 (民事トラブルの場合)

ふんそう かいけつ

裁判所が、当事者双方の主張を聞き、提出された書類や証人を調べた上で、当事者の権利が認められるかを法に照らして判断し、**判決**によって紛争を解決します。



判決に至る前に、裁判所が間に入って当事者の話し合いによる解決を促し、当事者が互いに譲り合って解決内容を合意する**和解**もあります。

裁判以外の中立・公正な第三者による紛争解決(ADR)

※Alternative Dispute Resolution

当事者と利害関係のない公正中立な第三者が間に入り、当事者同士に話し合いを促し、利害を調整して、トラブルを解決する方法(**調停**)などがあります。

調停には民間事業者が行う調停のほか、裁判所が行う調停もあります。



適正な手続で、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決することを**司法**というよ！



ひとりで悩まないで！
ここに連絡すれば**専門家**が
相談に乗ってくれるよ！

法律の専門家に直接アクセスするなら

■ 全国の弁護士会・弁護士会連合会



日本弁護士連合会HP

■ 司法書士総合相談センター



日本司法書士会連合会HP

法的トラブルで悩んだときは

■ 法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374

(IP電話からは：03-6745-5600)

お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談機関・団体に関する情報を、電話やメールにより無料で提供します。



法テラスHP

消費者トラブルなど、困ったことが起こったときは

■ 消費者ホットライン



消費者庁 消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤヤ

地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センターや、消費生活相談窓口を案内します。相談窓口では、消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。

7 18歳からできること・20歳まではできないこと

成年年齢が18歳になっても、20歳まではできないことがあります。

18歳からできること、20歳まではできないことを確認しておきましょう！



【18歳からできること】

- 各種資格(公認会計士や司法書士など)の取得 ※取得できない資格もあります。
- 裁判員として刑事裁判に参加
- 性別の取扱いの変更の審判 しんぱん ほか
- 普通自動車免許の取得、選挙での投票はこれまでどおり18歳からできます。

【20歳まではできないこと】

- × 喫煙
- × 飲酒
- × 公営ギャンブル ほか



2022年(令和4年)4月1日から

注目! **少年法も変わります!**

18・19歳は…

⚠️ **刑事処分の範囲が拡大**

⚠️ **実名報道が一部解禁**

詳しくはこちら!

※法務省刑事局HP

さいごに

契約について理解できたかな? 契約は私たちの身近なところであって、生活を豊かにしてくれるのよ。

成年になれば、自分の責任で契約を結ぶことになるから、よく考えて契約を結ぶようにするぞ!!

今までよりもっと自由にやりたいことを実現することができるようになるから、社会の中でいろいろなことに参加していきたいな。

そうだね! 契約をするときは、今日勉強したことを思い出してね。これまで勉強してきた契約も、契約をした当事者同士にとっては、守らなくちゃいけないルールの一つだよ。社会にはルールがたくさんあるけど、それは、いろいろな考えや価値観を持った人々が一緒に生きていくために必要だからなんだ。これからも、契約やルールについて勉強して、みんなで一緒に、誰もが尊重される自由で公正な社会をつくっていこう!

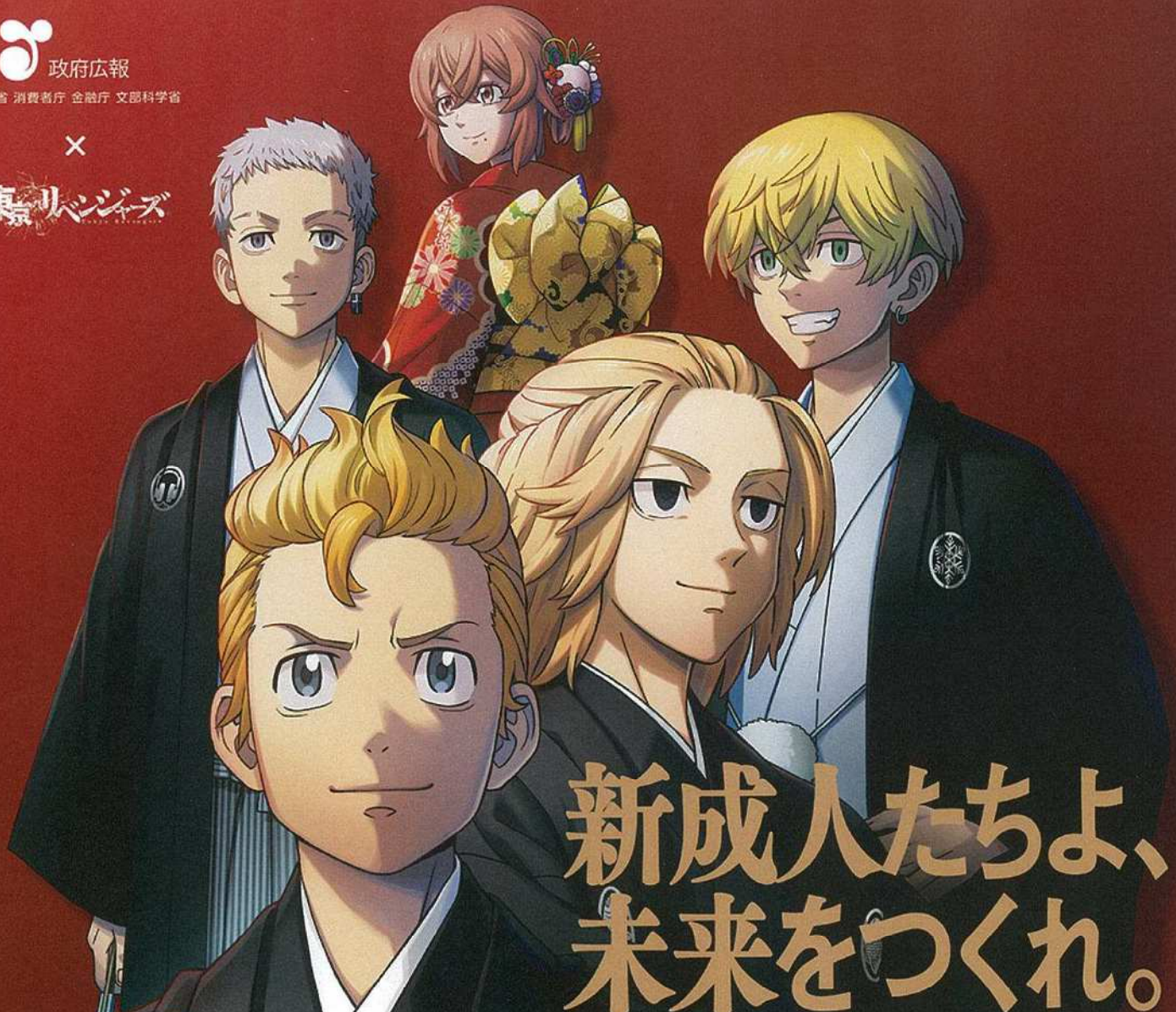


政府広報

法務省 消費者庁 金融庁 文部科学省

×

東京リベンジャーズ



新成人たちよ、 未来をつくれ。

18 解禁 禁

2022年4月。成年年齢は、18歳になる。

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日から施行されます。

成年年齢引下げの意義

若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを意図しています。「若者の未来の可能性を広げる」という願いやエールが込められています。

変わること

親の同意を得ずに、様々な契約が一人で結べるようになります。



例) アパートを借りる クレジットカードを作る 携帯電話を買う

変わらないこと

飲酒・喫煙・競馬等の投票券の購入の年齢制限は、20歳のままです。



※競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走

注意しておきたいこと

一人で契約を結べるようになる反面、結んだ契約を守る責任が生じます。消費者トラブルにはくれぐれもご注意ください。

188

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットライン(188)までお電話ください。



政府広報 成年年齢引下げ

